# 平成20年度 危機管理部 予算見積総括表

平成20年度予算見積額 2,968,004 千円

平成19年度当初予算額 1,169,955 千円

差 引 増 減 額 1,798,049 千円

対 前 年 度 比 率 253.7 %

#### 課室別内訳

単位:千円

				+4.111
課 室 名	平成20年度 予算見積額((A)	平成19年度 当初予算額(B)	差引増減額 (A) - (B)	対前年度比率 (A)/(B) %
危機管理課	2,540,877	782,699	1,758,178	324.6
地震·防災課	199,800	155,008	44,792	128.9
消防政策課	227,327	232,248	△ 4,921	97.9
合 計	2,968,004	1,169,955	1,798,049	253.7

(注) 人件費を除く。

# 平成20年度 当初予算見積主要事業体系表

危機管理部

# ~県民の安全・安心の社会基盤づくりの推進~



### 危機管理対応力の強化

- (1) 災害対策本部等の運営
- (2) 総合防災対策費 ―――― 高知県総合防災訓練の実施
- (3) 防災情報・通信システム管理運営費

# 南海地震対策の着実な推進により減災を図る

【強い揺れから身を守る】

(新) 緊急地震速報モデル導入事業費

【震災に強い人・地域づくり】

- (1) 地震防災関係機関職員能力向上事業費
- (2) みんなで備える防災総合補助金
- (3) 南海地震に備える県民への情報提供事業費
- (4)総合防災対策費 ———— 高知県総合防災訓練の実施(再掲)
- (5) 救急救命推進事業費
- (6)地域防災力向上事業費

【総合的な地震防災対策の推進】

(新) 南海地震条例推進事業費

# 地域における消防力・防災力の向上

- (1)消防広域再編事業費
- (2) 救急救命推進事業費(再掲)
- (3) 消防防災ヘリコプター運航管理費
- (4) 地域防災力向上事業費(再掲)
- (5)消防学校運営費

# 県民にわかりやすい防災情報の提供

- (1) 防災情報・通信システム管理運営費(再掲)
- (2) 南海地震に備える県民への情報提供事業費(再掲)

# 平成20年度 当初予算見積主要事業の概要

危機管理部

(H19 当初予算額 →→ H20 予算見積額、単位:千円)

### ~県民の安全・安心の社会基盤づくりの推進~

# 危機管理対応力の強化

#### (1)災害対策本部等の運営

 $7.192 \longrightarrow 6.632$ 

自然災害や危機事象などから県民の生命、身体及び財産を守るため、それぞれの事象に応じて、知事を本部長とする「高知県災害対策本部」、「高知県危機管理本部」、「高知県国民保護対策本部」を設置し、市町村、消防機関等と連携して円滑な対応を図ります。

#### (2)高知県総合防災訓練の実施

 $9,116 \longrightarrow 8,669$ 

防災関係機関等と連携して防災訓練を実施することで、災害発生時の迅速な応急対応を図ります。

#### ① 高知県総合防災訓練の実施

総合的な防災対策の確立を図るため、南海地震や風水害等を想定した訓練を実施し、災害発生時の迅速な初動、応急救助、避難等の対策に備えるとともに、地域住民の地震防災対策への意識の向上を図るため、訓練と併せて地域防災フェスティバルを開催します。

#### ② 地域のみんなで自主防災訓練

南海地震による強い揺れと大津波を想定して地域の消防団や自主防災組織、住民が協力して救出や避難等の訓練を実施し、地域における南海地震への対応能力の向上を図ります。

#### ③ 震災時初動対応、連携訓練

震災時の県、市町村の初動対応の検証、能力向上を図るとともに、防 災関係機関との相互通信などを実施し連携を図ります。

#### (3) 防災情報・通信システム管理運営費 770.145 → 2.526.294

災害時における市町村、消防本部、防災関係機関等との情報収集、伝達網を確保するため、防災行政無線システム等の適正な運営を行うとともに、防 災通信システムの更新整備を行います。

### 南海地震対策の着実な推進により減災を図る

#### 【強い揺れから身を守る対策】

#### (新)緊急地震速報モデル導入事業費

→ 7. 700

平成19年10月から一般利用が開始された緊急地震速報について、県 有施設にモデル的に導入し、訓練等を通じて、各施設に導入するための課 題等を検証します。

#### 【震災に強い人・地域づくり対策】

(1)地震防災関係機関職員能力向上事業費

 $1.340 \longrightarrow 1.125$ 

予防から応急救助に至るまでの地震災害への対応能力向上のため、研修等を実施します。

(2) みんなで備える防災総合補助金

124.000 → 118.400

地域の自主的な防災活動や防災体制の整備などを総合的に支援します。

(3) 南海地震に備える県民への情報提供事業費 4,876 → 45,872 県内各地を起震車で巡回し、県民に南海地震の揺れを体験してもらうと ともに、県ホームページへの南海地震対策に関する情報の掲載や各種啓発

また、購入から12年経過し、老朽化した起震車を更新します。

資料により、南海地震に関する総合的な学習の場を提供します。

#### (4) 高知県総合防災訓練の実施(再掲)

#### (5) 救急救命推進事業費

 $4.915 \longrightarrow 4.352$ 

南海地震等の大規模災害発生時には、公的救助機関の対応が遅れることが想定されるため、自助・共助の取り組みを一層推進する観点から、県内各地において県民を対象とした救急救命講習を実施するとともに、併せて、救命活動を率先して行うことが期待される県職員を対象とした救急救命講習を実施します。

#### (6)地域防災力向上事業費

 $6.785 \longrightarrow 5.669$ 

地域防災の要として重要な役割を果たしている女性防火クラブや消防 団の活動体制の整備を支援し、大規模災害時における対応力の強化を 図ります。

#### 【総合的な地震防災対策の推進】

#### (新)南海地震条例推進事業費

 $\rightarrow$  9.563

「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」(平成20年2月議会提案予定)の趣旨や基本理念、役割などについて、県民、自主防災組織、事業者等と共有し、具体の取り組みを推進するとともに、条例に基づき南海地震対策行動計画を策定します。

# 地域における消防力・防災力の向上

#### (1)消防広域再編事業費

 $2.289 \longrightarrow 1.938$ 

消防を取り巻く環境の変化に対応するため、市町村消防の広域化を 推進し、消防体制の充実強化を図ります。

- (2)救急救命推進事業費(再掲)
- (3)消防防災へリコプターの運航管理費 129,134 → 129,197 捜索、救急救助活動や緊急患者搬送、山林火災の消火活動など、迅速か つ高度な防災活動を確保します。
- (4)地域防災力向上事業費(再掲)

#### (5)消防学校運営費

 $64.529 \longrightarrow 63.091$ 

消防職員及び消防団員が消防の責務を正しく認識するとともに、資質の向上や学術・技能の習得、体力・気力の鍛錬を図り、幅広い視野と豊かな人間感覚を持って職務を遂行し、地域住民の信頼と期待に応えることができるよう、教育訓練を行います。

# 県民にわかりやすい防災情報の提供

- (1)防災情報・通信システム管理運営費(再掲)
- (2)南海地震に備える県民への情報提供事業費(再掲)

# 予算を伴わない主な事務事業

危機管理部

### 【災害対応業務】

大雨や台風などによる被害を未然に防止するため、市町村、消防機関その他の防災関係機関と連携をとり、注意喚起を促すとともに、被害状況により、迅速、適切な災害対応を行っています。

具体的な配備基準及び18年度の配備実績は下記のとおりです。

#### <風水害時の配備基準・動員体制表>

配備体制	配備基準	動員体制	実施事項
<u>第 1 配備</u>	県内に気象等警報が	〇危機管理課、地震・防災	○関係機関等への情報の
	発表されたとき	課、消防防災課	提供
警戒体制		(原則5名体制)	○管理施設への注意喚起
		〇風水害関係課	
		〇風水害関係課が定める出	
		先機関	
<u>第2配備</u>	台風が接近するなど	〇 災害対策本部事務局	〇関係機関等への情報の
	厳重な警戒が必要な	(原則7名体制)	提供
厳重警戒体制	とき(災害対策本部	〇本部連絡員	○管理施設への注意喚起
	設置の可能性あり)	※状況により庁外待機	〇被害の発生を防ぐ応急
		〇風水害関係課	対策の実施
		〇風水害関係課が定める出	
		先機関	
<u>第3配備</u>	台風や集中豪雨等に	〇 災害対策本部事務局	〇関係機関等への情報の
	より下欄に該当する	(その都度判断)	提供
災害対策	被害の発生がほぼ確	〇本部連絡員	〇管理施設への注意喚起
本部体制	実であるとき	〇各部局が定める関係課	及び被害状況の調査・報
		室	告
		〇関係課室が定める出先機	〇被害の発生を防ぐ応急
		関	対策の実施
<u>第 4 配備</u>	〇被災区域が市町村	災害対策本部規程第5条別	災害対策本部規程第5条
	域を超え広域に渡	表4に定められている分掌	別表4に定められている
災害対策	る場合	事務を実施するために必要	分掌事務
本部体制	〇被災規模が大きく	な人員	
	当該市町村のみで		
	は処理することが		
	困難と認められる		
	場合		

<平成18年度の災害対応配備実績>

風水害等への災害対応(林野火災含む) 21回

うち第1配備又は第2配備 21回

県災害対策本部設置 0回